

## 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

### (1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

#### ○関西文化学術研究都市について

関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）は、「文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資する」ことを目的に、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）に基づく国家プロジェクトとして、その建設が進められてきた。

都市建設に当たっては、国、3府県（京都、大阪、奈良）、8市町（京田辺市、木津川市、精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市、生駒市）及び（公社）関西経済連合会をはじめ関西経済界等の関係機関が連携して「創造的かつ国際的、学際的、業際的な文化学術研究のための新たな拠点づくり」を目指して街作り等の様々な取り組みを実施してきた。その結果として、平成25年11月現在の進出施設は122の研究所等が立地集積し、産学官による多くの研究成果も生まれ、我が国の文化学術研究の進展に大きく貢献してきた。

21世紀を迎え、我が国では少子高齢化社会の進展、世界では地球環境問題のさらなる深刻化と食糧危機やエネルギー危機など人類の生存に関わる諸問題が懸念される中、関西文化学術研究都市として都市の今後の方向性を示す「関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン」を策定して、これらの世界規模の諸課題に対し、研究機関や大学の集積を活かして先導的に取り組み「持続可能社会のための科学」（自然—人間共生のための科学）を推進している。

また、産業集積に関してこのサード・ステージ・プランでは、今後は新産業創出に向けた試作生産機能を有する研究開発型産業施設や研究成果を活かした生産施設等についても、立地促進を図ることとしている。

#### ○地理的条件

関西文化学術研究都市は、京都・大阪・奈良の3府県にまたがる豊かな自然・歴史・文化的環境と地理的に有利な条件に恵まれた京阪奈丘陵に立地し、そのエリアは、京都府京田辺市、木津川市、精華町、大阪府枚方市、四條畷市、交野市、奈良県奈良市、生駒市の計8市町である。

この地域は、大都市である大阪市、京都市の都心から約20～30kmの距離にあり、面積は8市町で約593km<sup>2</sup>（京都府域で約154km<sup>2</sup>、大阪府域で約109km<sup>2</sup>、奈良県域で約330km<sup>2</sup>）、開発に当たっては12のクラスター方式により開発を行ってきている。人口は約120万人（京都府域で約18万人、大阪府域で約54万人、奈良県域で約48万人）である（いずれも平成25年）。クラスター開発に伴い人口は増加してきている。

#### ○既存の産業集積の状況

昭和63年3月、3府県（京都、大阪、奈良）の「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」（以下「建設計画」という。）が国（内閣総理大臣）に承認されて以降、内外の有力な

企業が、研究所や産業施設を立地させており、事業所数は平成3年から平成18年の15年間で約3%増加する一方で、従業員数は約16%と著しく増加しており、従来の事業所の規模とは異なって、規模の大きな事業所の立地が続いていることが示されている。研究所や産業施設が立地できる文化学術研究地区には、下表のように世界的に見てトップクラスの研究開発を行う民間研究所（パナソニック（株）先端技術研究所、NTTコミュニケーション科学基礎研究所、オムロン（株）京阪奈イノベーションセンタ、（株）島津製作所基盤技術研究所、京セラ（株）中央研究所等）及び大学や研究機関等と連携を図り新製品の開発等を行っている研究開発型の企業が数多く集積している。

なお、当該地区に立地する企業の研究機関等に対しては、関西文化学術研究都市建設促進法に基づき設備投資に対する税の特別償却などの優遇措置が認められている。

#### ○教育機関や研究機関等の存在

昭和63年3月、3府県（京都、大阪、奈良）の「建設計画」が承認されて以降、教育機関や公的研究機関の立地が相次ぎ、下表のように我が国でトップレベルの教育機関及び公的研究機関が立地している。

なかでも、情報通信分野の研究で世界的にも有名な（株）国際電気通信基礎技術研究所（ATR）や（独）情報通信研究機構（NICT）ユニバーサルコミュニケーション研究所等が立地している。ATRでは自動翻訳や脳科学、ロボットをはじめとした様々な分野で研究が行われており、心地良い潤いのある未来社会の実現に向けて質の高い基礎研究が進められている。NICTではユビキタスネット社会の実現に向け、すべての産業活動の基盤となる情報通信技術（ICT）の最先端の研究が行なわれている。

さらに、環境・エネルギーの分野では、（公財）地球環境産業技術研究機構（RITE）が立地しており、地球環境と経済の両立をめざして革新的な環境技術の開発及び二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収源の拡大の研究等が行われている。

また、植物・バイオ部門では奈良先端科学技術大学院大学が立地しており、バイオサイエンス研究科では、生物のさまざまな機能を分子と細胞レベルで解明し、生命現象の基本原則と生物の多様性を明らかにする最先端の研究が行われており、また、京都府農林水産技術センター生物資源研究センターにおいてもバイオテクノロジーを駆使して京野菜や黒大豆などの農産物の品種改良等、先端的で実用性の高い研究開発が行われている。

この他にも、（独）日本原子力研究開発機構関西光科学研究所では、医療応用を含め、様々な分野に貢献するレーザー技術の開発が行われており、また同志社大学では、生命医科学部が創設され医工連携に係る研究も行われているなど、関西文化学術研究都市では様々な分野での研究開発を通じて新産業の創出にも取り組んでいる。

表. 教育機関及び公的研究機関

地区名	施設名	整備主体	開設時期	所在市町
田辺地区	同志社大学(京田辺キャンパス) 同志社女子大学(京田辺キャンパス)	学校法人同志社	昭和61年4月開校	京田辺市(京都府)

	D-egg (同志社大学連携型起業家育成施設)	(独)中小企業基盤整備機構、学校法人同志社	平成18年12月開所	
南田辺・狛田地区	京都府農林水産技術センター生物資源研究センター	京都府	平成9年4月開所	精華町(京都府)
	京都府立大学精華キャンパス生命環境学部附属農場	京都府	平成9年4月開所	
	京都府立大学精華キャンパス産学公連携研究拠点施設	京都府	平成23年4月開所	
精華・西木津地区	(株)国際電気通信基礎技術研究所(ATR)	同左	平成元年4月開所	精華町(京都府)
	文化学術研究交流施設けいはんなプラザ	(株)けいはんな	平成5年4月開所	
	(独)情報通信研究機構(NICT)ユニバーサルコミュニケーション研究所	(独)情報通信研究機構(NICT)	平成12年7月開設	
	国立国会図書館関西館	国立国会図書館	平成14年10月開設	木津川市(京都府)
	(公財)国際高等研究所(IIAS)	(公財)国際高等研究所	平成5年10月開所	
	(公財)地球環境産業技術研究機構(RITE)	(公財)地球環境産業技術研究機構	平成5年11月開所	
	同志社大学学研都市キャンパス	学校法人同志社	平成18年11月開校	
	同志社大学附属同志社国際学院	学校法人同志社	平成23年4月開校	
木津地区	(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)関西光科学研究所(KPSI)	(独)日本原子力研究開発機構(JAEA)	平成11年9月開所	木津川市(京都府)
清滝・室池地区	大阪電気通信大学(四條畷学舎)	学校法人大阪電気通信大学	昭和62年10月開校	四條畷市(大阪府)
氷室・津田地区	関西外国語大学国際言語学部(学研都市キャンパス)	学校法人関西外国語大学	平成8年4月開設	枚方市(大阪府)
	大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設	国立大学法人大阪大学	平成4年開所 平成12年4月開設	
	北大阪高等職業技術専門学校	大阪府	平成25年4月開校	
高山地区	奈良先端科学技術大学院大学(NAIST)	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	平成5年学生受入開始	生駒市(奈良県)

○インフラ整備状況

京都市や大阪市、奈良市等の主要都市と鉄道・道路で結ばれており、大阪市、京都市の都心部への所要時間は約30分から50分である。さらにはサード・ステージ・プランでの取り組みとして、大阪、京都、奈良の母都市まで30分、関西国際空港まで1時間を目指し関係機関で取り組むこととしている。

特に、平成22年3月には、第二京阪道路(枚方東IC-門真JCT間)が開通し、これによって京阪神地域へのアクセスが大幅に向上した。

(鉄道)

近畿日本鉄道京都線・奈良線・けいはんな線、西日本旅客鉄道奈良線・片町線(学研都市線)・関西本線、京阪電気鉄道京阪本線・交野線

(道路)

京奈和自動車道、第二京阪道路、阪神高速8号京都線、一般国道24号、同163号(学研都市連絡道路)、同168号、同307号、同1号、第二阪奈道路、主要地方道大阪生駒線、山手幹線等

○ (公財) 関西文化学術研究都市推進機構 新産業創出交流センター

関西文化学術研究都市には、学研都市の知的資源を活かした「けいはんな発」の新産業創出や地域産業の育成・発展を通じた関西経済の振興をめざす産学官連携による組織として平成17年4月に現在の「新産業創出交流センター」が設立された。その後、平成18年10月には(社)関西経済連合会の新事業創出機構(IIS)との統合による関西企業とのネットワークを形成しての支援機能の強化を図ったほか、平成21年7月には(財)関西文化学術研究都市推進機構との統合を行い、関西文化学術研究都市の中核機関として新産業創出のためのさらなる体制強化を図った。

この新産業創出交流センターでは、①新産業の創出、②地域産業の振興、③広域連携・国際交流連携に取り組んでおり、①の新産業の創出では産学連携や異業種交流から有望テーマを発掘する一方、(ア)無意識生体計測&検査によるヘルスケアシステムの開発 (イ)環境・エネルギー産業の創出 (ウ)光医療産業バレー構想の推進の3つの重点プロジェクトにより新産業創出に取り組んでいる。また、②の地域産業の振興については、けいはんなビジネスメッセの開催や中小・ベンチャー企業のマッチングサポート等を通じて地域産業の振興に取り組んでおり、さらに、③広域連携・国際交流連携については、国内の中部・北陸等の経済連合会と連携してマッチングエリアの拡大や、関西文化学術研究都市と交流協定を締結している中国中関村科技園区等の海外のサイエンスパークとの国際ビジネス連携にも取り組んでおり、アジアを中心として水処理をはじめとする環境関連の技術供与、事業化支援等を通じて海外の企業や研究機関の学研都市への進出・集積を図ることとしている。

(目指す産業集積の概要について)

関西文化学術研究都市では、2006年からの10年間の方向性を示す「サード・ステージ・プラン」を策定し、「学研都市発の新たな文化・学術研究・産業の創造を目指して」など5つの取り組みの方向が示された。この中で、「産学官連携による新産業の創出」として、①産学官連携の一層の推進、②研究開発型産業施設や生産施設の立地促進、③ベンチャーをはじめとした企業の支援・育成の3つがあげられている。

こうした方向を基本として、3府県8市町が一層連携をして学研都市での研究成果や研究機関の集積という強みを生かして産業集積を進めていく。

分野としては、①「情報通信産業分野」、②「環境・エネルギー産業分野」、③「メディカル・ヘルスケア産業分野」、④「植物・バイオ産業分野」、⑤「ものづくり・ロボット産業」の分野の集積を目指す。

「情報通信産業分野」については、関西文化学術研究都市における研究者5,481人の

うち、39.5%が「情報通信」分野の研究者であること（2006年調査）に示されるように、既に、世界最先端レベルの研究が行われている（株）国際電気通信基礎技術研究所（ATR）や（独）情報通信研究機構（NICT）ユニバーサルコミュニケーション研究所、奈良先端科学技術大学院大学、同志社大学、大阪電気通信大学等大きな集積が形成されており、これらの集積や、その研究成果、ITを活かしたものづくり技術を基盤として、新しい分野への応用・展開が期待されているところであり、この分野での産業の集積を目指す。

また、（公社）関西経済連合会等とも連携を図りながら、けいはんな地域における情報通信系の研究機関や企業等の周辺に、さらに高度な技術を確立して組み込みシステム、商品化を創出する「組み込みソフト産業」の集積等への取り組みも推進していく。

「環境・エネルギー産業分野」については、関西文化学術研究都市では（公財）地球環境産業技術研究機構（RITE）をはじめ、環境関連分野で世界をリードする研究開発が積極的に行われており、今後とも、我が国を代表する国際研究開発拠点として、これまでの知的集積等のポテンシャルを最大限に発揮しながら「環境・エネルギー分野」で産学公連携による新技術の開発、人材の育成、新産業の創出に向けた取組みを推進し当該分野の産業の集積を目指す。その具体的な取組みとして京都府が取りまとめた「けいはんな e2 未来都市創造プラン」や、「低炭素型次世代交通システムの構築」とあわせて、「環境エネルギー分野における新産業の創出」を進めていく。

「メディカル・ヘルスケア産業分野」については、関西文化学術研究都市では、現在、「光医療産業バレー構想」の中で将来の放射線治療への展開が期待される（独）日本原子力研究開発機構関西光科学研究所の光技術を駆使した世界最先端の粒子線発生技術研究や、そこから派生した光技術をレーザー診断・治療やレーザー微細加工、解析技術等に展開する取組み及び、文部科学省の「イノベーションシステム整備事業地域イノベーション戦略支援プログラム（国際競争力強化地域）」として取り組んでいる「無意識生体計測&検査によるヘルスケアシステムの開発」によるけいはんなヘルスケアクラスターの構築を目指す取組みの成果の活用をはじめIT技術の医療分野への応用等による新産業に関連する産業の集積を目指す。

「植物・バイオ産業分野」については、関西文化学術研究都市に立地する奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科や物質創成科学研究科、京都府農林水産技術センター生物資源研究センター、京都府立大学精華キャンパスの生命環境学部附属農場及び産学公連携研究拠点施設で最先端の研究に取り組まれており、それに加えて京都大学大学院農学研究科附属農場の木津地区での整備を進めている。地域の農林水産資源の活用は、世界的な食糧需給逼迫や食の安全、環境問題、健康に対する意識の高まりを背景に、大きな潜在市場の開拓に繋がりうるものであり、①安全安心な食糧や機能性食品の開発、②天然資源関連のエネルギーや新素材の開発、③地球環境に優しい持続可能な農業生産技術の開発等の課題に対応し、それぞれが連携して蓄積された高度な研究開発成果を活かした取組みや一次産業である「農業」との技術融合も含めた取組みを推進し関連する産業の集積を目指す。

「ものづくり・ロボット関連産業分野産業」については、関西文化学術研究都市の周辺地

域である京都府南部地域や大阪府東大阪地区には様々な業種で世界レベルの高度な技術を有する企業が集積しており、その地域で培われたものづくり技術に関西文化学術研究都市に集積して、ものづくり技術の結集、連携によるロボット関連等の新産業の創出を推進し関連する産業の集積を目指す。また、優れた技術力を持つものづくり中小企業等が、その技術やノウハウを結集してものづくりを進めるゼネラル・プロダクション（株）が設立され、新たな産業興しとして期待されている。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	3, 9 5 1 億円	4, 2 4 7 億円	7. 5 %

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 【取組を行う者】	年度（平成）				
	26	27	28	29	30
（産業用共用施設の整備等に関する事項）					
①工業団地又は立地適地の創出 【府県、市町】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②工場適地情報の収集及び活用 【府県、市町、関係機関、推進機構】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③既存用地のインフラ整備 【府県、市町、関係機関】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
④研究施設やインキュベーション施設 の活用【府県、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑤試験分析・測定設備の活用支援 【府県、公設試等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑥クラスター及び関連公共施設整備 【府県、市町、関係機関等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑦産学共同研究・交流拠点等整備 【府県、関係機関等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑧研究開発等施設の整備 【府県、関係機関等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
（人材の育成・確保に関する事項）					
①企業人材ニーズの把握 【府県、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②人材育成支援事業 【府県、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③学研都市人材バンクの登録と活用 【府県、市町、推進機構】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
（技術支援等に関する事項）					
①経営・技術相談、指導 【府県、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②商談会の開催・出展支援 【府県、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
（国際交流・連携に関する事項）					
①国際化に向けた活動の展開 海外のサイエンスパークとの交流連携、共同 研究等【府県、関経連、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②海外企業誘致促進 【府県、関経連、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
（その他の円滑な企業立地及び事業高度化の ための事業環境の整備に関する事項）					
①企業立地ポテンシャル調査 【府県等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

②産学公連携の推進 【府県、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③企業立地インセンティブの活用 【府県、市町、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
④企業立地専門家の配置 【府県、推進機構等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑤交通基盤等整備の促進 【府県、市町等】	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

## 2 集積区域として設定する区域

(区域)

設定する区域は、関西文化学術研究都市を含む京都府京田辺市、木津川市、精華町、大阪府枚方市、四條畷市、交野市、奈良県奈良市、生駒市の計8市町の区域とする。ただし工場立地が地理的・地形的に、又は自然環境の保全などから不適切な場所として、下記の地域を除く。

- ① 自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する自然公園地域
- ② 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に規定する自然環境保全地域
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する鳥獣保護区のうち特別保護地区
- ④ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に規定する生息地等保護区
- ⑤ 環境省が選定する特定植物群落等の環境保全上重要な地域



設定する区域は、平成25年7月1日現在における行政区画により表示したものである。



(集積区域の可住地面積)

集積区域の可住地面積は、36,232haである。

	可住地面積 ha
京田辺市	2,975
木津川市	5,036
精華町	1,954
京都府域小計	9,965
枚方市	5,779
四條畷市	1,130
交野市	1,594
大阪府域小計	8,503
奈良市	14,392
生駒市	3,372
奈良県域小計	17,764
合計	36,232

(各市町村が集積区域に指定されている理由)

関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号)に基づく関西文化学術研究都市を構成する市町の区域であって、平成18年3月に策定した「関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン」に基づき一体となって都市づくりが推進されている区域であり、社会・経済活動の結びつきを形成する地域である。

集積区域とする関西文化学術研究都市には様々な最先端な研究施設や企業の集積があり、そこでの研究開発の成果を活かした街作りや企業集積をめざしており、一方で、その周辺となる各市町の区域には大阪工業大学、奈良女子大学、奈良県立大学、近畿大学農学部などの大学の集積があり、また、府県の産業支援機関も立地している。

既存産業についても、京田辺市や枚方市をはじめとして各市町域には精密鍛造技術や研磨技術、高精度な鑄造技術など様々な分野で高度な加工技術等を持った産業も集積している。

関西文化学術研究都市の区域外の企業であっても、関西文化学術研究都市内の教育機関、公的研究機関、民間の研究所や産業施設等と密接な関係を持った企業が多く、関西文化学術研究都市の周辺地域も一体のものとして集積を図っていくことが有効であるため、8市町の区域を指定する。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区及び既存の産業団地、一定の面積を有する工業系用途地域のうち、次の区域を重点区域とする。

なお、重点区域として設定する区域の地番は別表に示すとおり。

- ①関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）に基づく関西文化学術研究都市（京都府域、大阪府域、奈良県域）の建設に関する計画において区域を示す各地区のうち次の地区とする。

ただし、この区域に立地する施設については、関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市建設に関する基本方針、同建設に関する計画及び各市町地区計画等に定められた施設に限られる。

市町名	地域名	所在地	面積
木津川市	木津地区（木津南地区）	州見台六丁目ほか	約5.1ha
	平城・相楽地区	兜台6丁目ほか	約9ha
	精華・西木津地区	木津川台4丁目ほか	約3.2ha
精華町	精華・西木津地区	光台一丁目ほか	約10.2ha
奈良市	ならやま研究パーク	左京六丁目の一部	約6ha
生駒市	高山サイエスタウン	高山町8916ほか	約4.5ha
	北田原工業団地	生駒市北田原町ほか	約11.1ha

- ② 既存の産業団地、一定の面積を有する工業系用途地域

市町名	地域名	所在地	面積
京田辺市	田辺西工業専用及び工業地域	京田辺市甘南備台1丁目ほか	約4.2ha
	草内工業地域	京田辺市草内宮ヶ森ほか	約2.5ha
	大住工業専用地域	京田辺市大住東北向ほか	約6.4ha

設定する区域は、平成26年1月1日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

現段階では工場立地法の特例措置を実施しようとする区域は設定しない。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

本計画では、これまで最も集積のある情報通信産業はもとより「持続可能社会のための科学の推進」のために資する各種業種の集積を図る。このうち本計画での取り組みを通じて集積を図る業種として①情報通信産業、②環境・エネルギー産業、③メディカル・ヘルスケア産業、④植物・バイオ産業、⑤ものづくり・ロボット関連産業を集積業種として指定する。

(日本標準産業分類上の業種名)

①情報通信産業

業種名	製品の例 (事業の例)
15. 印刷・同関連業	情報技術活用の印刷事業
23. 非鉄金属製造業	電線・ケーブル、光ファイバー
28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業	集積回路、記録メディア、電子回路
30. 情報通信機械器具製造業	通信機器、情報処理機器
37. 通信業	電気通信
38. 放送業	テレビ、ラジオ、有線放送
39. 情報サービス業	ソフトウェア、情報処理
40. インターネット附随サービス業	ポータルサイト、プロバイダ
41. 映像・音声・文字情報制作業	新聞、出版、広告物
71. 学術・開発研究機関	情報通信関係の研究

②環境・エネルギー産業

業種名	製品の例 (事業の例)
12. 木材・木製品製造業	間伐材活用の木製品
13. 家具・装備品製造業	間伐材活用の家具・装備品
14. パルプ・紙・紙加工品製造業	リサイクルのパルプ・紙・紙加工品
24. 金属製品製造業	省エネ型の装置付属金属製品・建築用金属製品
25. はん用機械器具製造業	省エネ型の原動機・産業用機器
26. 生産用機械器具製造業	省エネ型の機械器具
29. 電気機械器具製造業	太陽電池、省エネ型発電機
31. 輸送用機械器具製造業	省エネ型輸送用機械
33. 電気業	発電
34. ガス業	ガス供給
35. 熱供給業	熱供給
71. 学術・開発研究機関	環境・エネルギー関係の研究

③メディカル・ヘルスケア産業

業種名	製品の例（事業の例）
09. 食料品製造業	健康食品、サプリメント
11. 繊維工業	寝具、医療用繊維製品
16. 化学工業 (161 化学肥料製造業および1624 塩製造業を除く)	医薬品、化粧品
19. ゴム製品製造業	医療・衛生用ゴム製品
21. 窯業・土石製品製造業	人工骨材
27. 業務用機械器具製造業	医療用機器
28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
29. 電気機械器具製造業	医療用計測機器
71. 学術・開発研究機関	メディカル・ヘルスケア関係の研究

④植物・バイオ産業

業種名	製品の例（事業の例）
01. 農業（植物工場に限る）	植物工場
09. 食料品製造業	農林水産品の加工食料品、調味料、サプリメント
10. 飲料・たばこ・飼料製造業 (102 種類製造業を含む) (105 たばこ製造業を除く)	農林水産品の加工飲料品
16. 化学工業 (1624 塩製造業を除く)	農薬、医薬品、化粧品、健康食品、バイオエタノール
18. プラスチック製品製造業	バイオマスプラスチック製品
71. 学術・開発研究機関	植物・バイオ関係の研究

⑤ものづくり・ロボット関連産業

業種名	製品の例（事業の例）
11. 繊維工業	ファッション製品
12. 木材・木製品製造業	寄木細工、組木細工
13. 家具・装備品製造業	オーダーメイド家具
14. パルプ・紙・紙加工品製造業	包装用紙袋、紙製ドラム、紙製コンテナ
15. 印刷業	高機能印刷物、機能性パッケージ
16. 化学工業 (1624 塩製造業を除く)	試薬品、香料
18. プラスチック製品製造業	モデル試作品

19. ゴム製品製造業	耐油・耐圧・耐熱・耐磨耗・耐酸性ゴム製品
21. 窯業・土石製品製造業	陶磁器
22. 鉄鋼業	製鋼圧延、表面処理鋼材
23. 非鉄金属製造業	自動車部品、船舶用プロペラ
24. 金属製品製造業	金型試作、ベアリング
25. はん用機械器具製造業	物流運搬設備、空調設備機器
26. 生産用機械器具製造業	建設機械、食品機械、包装・荷造機械
27. 業務用機械器具製造業	自動販売機、計量器・測定器・分析機器・試験機
28. 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品、電子デバイス、ユニット部品
29. 電気機械器具製造業	電池、電子応用装置、電気計測器
30. 情報通信機械器具製造業	映像・音響機械器具、電子計算機
31. 輸送用機械器具製造業	自動車部分品、鉄道車両用部分品、航空機部分品
32. その他の製造業	運動用具、工業用模型

(2) (1) の業種を指定した理由

産業集積を目指す区域には、最先端の研究開発を行っている研究施設や大学、高度な技術をもった研究開発型産業施設や中小企業が集積している。

本計画においては、関西文化学術研究都市におけるこれらの集積を活かして(公財)関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センターにおける新産業創出のための取り組み等を通じて関連する企業の集積を図ることを目指している。

集積を図る業種としては、最も集積のある①「情報通信産業」の一層の集積はもとより、関西文化学術研究都市が目指す「持続可能社会のための科学の推進」の重点プロジェクトとして取り組む②「環境・エネルギー分野」、③「メディカル・ヘルスケア分野」及び④「植物・バイオ分野」の集積を図るとともに、周辺地域には様々な業種で世界レベルの高度な技術を有する企業が集積しており、その地域で培われたものづくり技術を集積して、ものづくり技術の結集、連携によるロボット関連等の新産業の創出を目指すため⑤「ものづくり・ロボット関連産業分野」とする。

これらの分野の企業の集積により、関西文化学術研究都市の目指す「持続可能社会のための科学」を推進しつつ、これまでの各地域の集積や研究成果を活かし地域経済の活性化を図ることができることから以下の集積業種を指定する。

①情報通信産業

関西文化学術研究都市における研究者の4割が「情報通信」分野の研究者(2006年調査)であるように、既に大きな集積が形成されており、この活用・強化によって他産業の創出と集積にも貢献していくため、情報通信に係わる製造業だけでなく、情報通信技術を活用したソフト産業も含めて、多様で広範な情報通信産業の集積を目指して、これらを指定集積業種とする。

## ②環境・エネルギー産業

関西文化学術研究都市の目的である地球規模の課題への対応を推進していくため、(公財)地球環境産業技術研究機構をはじめ、環境関連分野で世界をリードする研究機関や関西における太陽電池や二次電池、LEDの環境関連産業の集積を最大限に活かし、関西文化学術研究都市が今後とも我が国を代表する国際研究開発拠点として、「環境・エネルギー」分野での産学公連携による新技術の開発、人材の育成、新産業の創出に向けた取り組みの推進を行っていく。関西文化学術研究都市が「持続可能な都市モデル」を構築し、関西文化学術研究都市をテストフィールドとして世界に発信していくため指定集積業種とする。

## ③メディカル・ヘルスケア産業

日本原子力研究開発機構のレーザー技術の粒子線がん治療器への応用の検討が進んでいる「光医療産業バレー構想」や、文部科学省イノベーションシステム整備事業地域イノベーション戦略支援プログラム(国際競争力強化地域)として取り組んでいるヘルスケアクラスターの構築を目指した「無意識生体計測&検査によるヘルスケアシステムの開発」の実現をはじめ、IT技術の医療分野への応用等の研究が進んでいるメディカル・ヘルスケアに係わる産業の立地が期待されている。特に、少子高齢化社会を迎える中で、悪性腫瘍が死亡原因の比率を高めており、QOL(Quality of Life)の向上が期待できる「切らずに治せる粒子線がん治療」の普及を目指すとともに、在宅健康管理に対する国民ニーズと市場ニーズに応える産業を創造するため指定集積業種とする。

## ④植物・バイオ産業

京都大学大学院農学研究科附属農場の木津地区での整備を進めていること、また既に奈良先端大でのバイオの研究、京都府農林水産技術センター生物資源研究センター、京都府立大学精華キャンパスでの研究が進められていることから、今後の関西文化学術研究都市における新産業の創出に期待が持てる分野として植物・バイオに係わる産業の立地が期待されている。特に、関西文化学術研究都市と周辺地域に蓄積された高度な研究開発成果を活かすとともに、周辺地域における一次産業である「農業」との融合も含めて、医農工連携の新産業の創造のため指定集積業種とする。

また、関西文化学術研究都市は食糧危機等の課題をはじめ持続可能社会のための科学の推進をテーマとして取り組んでおり、品種改良研究や作物の生産技術の研究等の推進のため植物工場の集積を図る。

## ⑤ものづくり・ロボット関連産業

関西文化学術研究都市の周辺地域である京都府南部地域や大阪府東大阪地区には様々な業種で世界レベルの高度な技術を有する企業が集積しており、その地域で培われたものづくり技術に関西文化学術研究都市に集積して、ものづくり技術の結集、連携によるロボット関連等の新産業の創出を目指すため指定業種とする。

## 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数	70件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	457億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	1,600人

**7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容**

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

①工業団地又は立地適地の創出 【府県、市町】

工業団地等開発の検討や企業ニーズにかなう立地適地の把握、土地利用に関する規制緩和や市街化区域への編入などにより、企業ニーズに応える用地を創出する。

②工場適地情報の収集及び活用 【府県、市町、関係機関、推進機構】

府県、市町、関係機関等の協力・連携により、工場立地適地情報を収集、企業ニーズに応える有為な用地情報等の提供を行う。

③既存用地のインフラ整備 【府県、市町、関係機関】

既存の工業団地、工場適地の道路、上・下水道等の立地基盤整備を府県、市町及び関係機関が連携して取り組み、企業立地・集積を促進する。

④研究施設やインキュベーション施設の活用 【府県・市町、推進機構等】

府県、市町村及び推進機構等が協力・連携して、域内の研究施設やインキュベーション施設等の活用促進を図る。

また、域内の大学や研究施設とも緊密に連携・協働して、新たなベンチャー企業の育成・支援を促進できるよう、入居者ニーズやコミュニティ活動など、その発展段階に応じた活動支援・活性化支援を行う。

⑤試験分析・測定設備の活用支援 【府県、公設試等】

企業ニーズを的確に把握し、これに応える分析・測定機器の充実に努めながら、有功な産業育成につながるよう利活用の促進を図る。

⑥文化学術研究地区（クラスター）及び関連公共施設整備【府県、市町、関係機関等】

関西文化学術研究都市の事業中又は未整備のクラスター整備を推進し企業立地用地の整備を実施するとともに、そこに接続する道路、河川等の関連公共施設を整備する。

⑦産学公共同研究・交流拠点整備【府県、関係機関等】

学研都市の更なる発展に寄与するため、産学公連携による共同研究体制の強化とそのた

めの共同研究拠点及び交流拠点を整備する。

⑧研究開発等施設の整備【府県、関係機関等】

産学公が連携して「環境・エネルギー産業部門」「メディカル・ヘルスケア産業部門」及び「植物・バイオ産業部門」等の研究の推進及び新産業の創出のための研究施設及び関連施設を整備する。

関西文化学術研究都市地区は関西イノベーション国際戦略総合特区にも指定され、国から京都府に無償譲渡される旧「私のしごと館」を「けいはんなオープンイノベーション拠点整備推進プラン」により整備する。

(人材の育成・確保に関する事項)

①企業人材ニーズの把握【府県、市町、推進機構等】

企業アンケートや企業訪問を通じ、立地企業や立地希望企業が必要とする人材ニーズを把握し、企業の人材確保を支援する。

②人材育成支援事業【府県、市町、推進機構等】

中小企業の人材育成のため、そのニーズ把握に努めながら、府県、市町村及び推進機構等が協力・連携して、新入社員、中堅社員、管理者等のスキルアップ階層別研修や専門技術者研修・IT技術者研修等を実施する。

また、域内大学等の卒業生を学研都市の新たな担い手として育成、定住化を進めるべく、大学発ベンチャー、産学公連携セミナー、就・求職セミナー、マッチングイベントなど幅広く開催する。

③学研都市人材バンクの登録と活用【府県、市町、推進機構】

学研都市域に住まいされている団塊の世代など様々な分野の知識・技術者層を「学研都市人材バンク」に発掘・登録し、新たな担い手となる世代への「知」の継承が図られるよう様々な交流会・セミナーを開催する。

(技術支援等に関する事項)

①経営・技術相談、指導【府県、推進機構等】

府県、市町村及び推進機構等が協力・連携しながら、企業が抱える様々な経営・技術課題や新製品・新技術等の販路開拓、創業、新事業・新分野への進出、経営・技術基盤整備などについて随時相談対応を行う他、必要に応じ巡回訪問を行いながら、その解決に向けた支援を行う。

②商談会の開催・出展支援【府県、市町、推進機構等】

府県、市町村及び推進機構等が協力・連携しながら、中小企業の製品や技術等の展示・紹介、大手メーカーとの商談会等の開催や各種セミナー等を併催した「ビジネス交流会」を開催する。また、東京や大阪で開催される展示会等の紹介や出展支援を行う。



(国際交流・連携等に関する事項)

①海外のサイエンスパークとの交流連携、共同研究等【府県、関経連、市町、推進機構等】

我が国における国際研究開発拠点として、中国、韓国などのアジアをはじめ海外の研究開発拠点等との交流連携、共同研究や共同開発等を行う。

②海外企業の誘致【府県、関経連、市町、推進機構等】

海外の研究開発拠点等との交流連携、共同研究や共同開発、国際会議の開催等を通じて海外企業の誘致や投資の促進を図る。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

①企業立地ポテンシャル調査【府県等】

企業立地、産業集積を図る観点から、学研都市域のポテンシャルや、企業立地に関わる課題や地域に適した業種・業態等を調査し、活用する。

②産学公連携の推進【府県、市町、推進機構等】

川上川下ネットワーク構築をはじめとした各種マッチング活動など学研都市内外の企業間連携や産学公連携を進めながら、異業種交流会、各種研究会活動への取り組み支援を行い、情報通信やものづくり技術等基盤となる先端技術を活かした付加価値の高い新たな「けいはんなブランド」製品の創出に努める。

③企業立地インセンティブの活用【府県、市町、推進機構等】

各種支援制度の活用を図るとともに、地域の優れた立地環境をPRすることで、企業立地を促進する。

④企業立地専門家の配置【府県、推進機構等】

推進機構に企業立地専門コーディネーターやマッチング・コーディネーターを配置し、府県専門家と緊密に連携して、きめ細かい相談活動や誘致活動を行い、企業立地の促進を行う。

また、環境・エネルギー分野、情報通信分野等での外国企業の誘致を促進するため産学公連携による国際交流を積極的に行うなど、誘致支援事業を行う。

⑤交通基盤等整備の促進【府県、市町等】

産業集積に資する効果の高い道路等交通・物流環境等の整備を積極的に行い、立地企業の利便性の向上等に努める。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

○環境保全

京都府、大阪府、奈良県においては、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築のため、「京都府環境を守り育てる条例」「京都府地球温暖化対策条例」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」「奈良県環境基本条例」等を制定するとともに、「京都府環境基本計画」「大阪21世紀の環境総合計画」「新奈良県環境総合計画」等を策定し、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを、市町、府民・県民、事業者等の参加・協働のもと進めている。

また、各市町においては、総合計画において環境の保全や創造を基本施策に掲げ、公害防止はもとより資源循環型の社会形成を目指した取り組みを進めており、新たに立地する企業と「環境保全協定」等を締結し、公害防止や地域住民の生活環境を保全する取り組みを行っている。

本地域は、自然環境に恵まれた地域であり、これを維持し更に豊かにする基本姿勢のもと、事業者に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の公害防止関係法令とともに府条例・県条例等に基づく環境保全措置の遵守を徹底し、事業者と行政が一体となって地域の環境保全に努めるものとする。また、事業者においては、住人の理解と合意を得ながら、環境への負荷の少ない事業活動に向けた取り組みを推進していくこととする。

## ○安全な住民生活の保全

(京都府・京田辺市・木津川市・精華町)

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、各市町においても、いわゆる「生活安全条例」を制定し、地域における防犯活動等の推進に努めている。

これらの条例の趣旨を踏まえ、企業立地等による産業集積形成によって、犯罪や事故の増加や地域の安心・安全を阻害する事態にならないよう、事業者においては次の取組に努めるものとする。

### 1 防犯設備の整備

工業団地等付近で地域住民が犯罪被害に遭わないようにするために、防犯カメラの設置、照明の設置等を行う。

### 2 防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」(京都府)等に基づき、道路、公園、駐車場及び工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなど防犯性の高い道路等の環境を促進するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

### 3 従業員に対する防犯指導

- ・ 従業員に対して法令の遵守や被害の防止について指導する。
- ・ 従業員に来日外国人(以下「外国人」という。)の雇用がある場合は、当該外国人に対し日本の法制度について指導する。

### 4 地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対して必要な物

品、場所等を提供するなどの協力を行う。

#### 5 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、在留カード等により、在留資格（在留期間）及び就労制限の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をする。

#### 6 警察活動への支援

企業立地等を通じた地域の産業集積に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

#### 7 地域住民との協議

事業者又は京田辺市、木津川市及び精華町が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、余裕を持って地域住民の意見を十分に聴取する。

#### 8 交通安全対策

- ・ 地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- ・ 事業者等は、路上駐車をなくすため、敷地内に十分な駐車スペースを確保する。

#### 9 防犯に配慮した住宅の整備

工業団地の住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府）に基づき、防犯に配慮した住宅を整備する。

#### 10 職域防犯対策の推進

各種犯罪の発生を考慮して、防犯団体を結成して、警察からの助言や企業間の情報交換などを通じて職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら自主的な活動を進める。

#### 11 その他

犯罪又は事故の発生等における事業者の警察への連絡体制を整備する。

（大阪府・枚方市・四條畷市・交野市）

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組みを行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穩を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

#### 1 防犯に配慮した環境の整備、管理

- （1）道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて防犯カメラ、防犯照明の整備に努めるものとする。

- (2) 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地などにおいて、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯などを整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立ち入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。
- (3) 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配慮した構造、設備の整備を行う。
- (4) 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置など防犯設備の整備に努める。
- (5) 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- (6) 事業者等は各種の取組みが有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

## 2 交通安全に配慮した環境の整備

- (1) 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。
- (2) 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

## 3 地域社会との連携

- (1) 事業者は、顧客を通じての防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。
- (2) 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置など、近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

## 4 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

## 5 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

## 6 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、大阪府暴力団排除条例（平成22年11月4日大阪府条例第58号）等の基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たぬように努めるとともに、大阪府等が実施する暴力団排除に関する施策に協力するものとする。

## 7 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用対策法に基づく雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

## 8 その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じ

たときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(奈良県・奈良市・生駒市)

奈良県では、「奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例」(平成20年7月11日施行)に基づき推進計画を策定し、県民等による自発的な地域安全活動、県民相互の連帯の強化、県民の自主防犯意識の高揚等を通じて県民の生活の平穏を害するような犯罪の発生しにくい地域社会を構築し、もって県民等が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進している。また、交通安全対策については「奈良県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

企業立地を通じた産業集積の形成や活性化にあたっては、地域住民との協議を十分に実施するとともに、犯罪や事故を防止し、安全な住民生活を確保するため、県警察や道路管理者との連携を図りながら、事業者に対し下記の取り組みを指導、要請する。

1 防犯設備の整備

地域住民が、事業所及びその付近において、犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯機器・設備の設置・整備を推進する。

2 交通安全に配慮した環境の整備

地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、交通安全に配慮した環境の整備を推進する。

3 施設等の適切な管理

工場等における植栽の適切な配置等により見通しを確保するほか、公共空間や空地が地域住民の迷惑になる行為に利用されないよう適正な管理を行う。

4 従業員への防犯・交通安全指導

従業員に対する法令遵守の徹底、交通事故防止、犯罪被害防止のための研修等の実施、外国人従業員に対する日本の法制度についての指導等を行う。

5 地域における防犯活動への参画

地域住民等が行う防犯ボランティア活動への参加等の防犯にかかる地域の取り組みへの協力を行う。

6 不法就労の防止

外国人を雇用しようとする場合において、旅券・在留カード等による当該外国人の就労資格の有無を確認するなどの必要な措置を実施する。

7 警察への連絡体制

犯罪や事故等の発生時における地域住民や警察等の関係機関への連絡体制を整備する。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし。

#### 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成30年度末日までとする。